

## 厚生労働省の定める掲示事項

当院は、厚生労働省が定める基準に基づいて診療を行なっている保険医療機関です。

診療日及び診療時間：月・火・水・木・金 9：30～12：30 16：30～19：30  
土・日・祝休み

厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、近畿厚生局へ届け出のうえ診療を行っています。

- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2
- ・ 時間外対応体制加算 3
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 一般名処方加算

### 【電子的診療情報連携体制整備加算 2】

当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報・薬剤情報等を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。また、電子処方箋の発行および診療情報共有サービスを活用し、質の高い診療を行うための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

### 【時間外対応体制加算 3】

当院では、診療時間外（平日 22：00 まで）においても患者様からの電話等による問い合わせに対応できる体制を整えています。

問い合わせダイヤル：070-6523-5746

### 【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）】

外来・在宅ベースアップ評価料 当院では、勤務する職員の賃金改善を実施するため、外来・在宅ベースアップ評価料を算定しています。※本加算は、医療機関に勤務する職員（医師、看護師、事務職員等）の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。

### 【一般名処方加算】

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いております。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名で処方箋を発行する取り組みを行っております。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

### 【明細書発行体制加算】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。